

# 令和5年度「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動推進事業 (大阪湾沿岸での環境保全活動を核とした体験型環境学習の推進分野) 仕様書

## 1. 委託事業名

令和5年度「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動推進事業（大阪湾沿岸での環境保全活動を核とした体験型環境学習の推進分野）

## 2. 目的及び事業概要

令和4年10月に策定した『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン』において、多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」の実現に向けて、湾奥部における生物生息場の創出や、企業等と連携した技術開発、府民等の環境保全活動の推進等に取り組むこととしている。

大阪湾の環境保全・再生・創出活動については、大阪・関西万博の開催やSDGsの取組の進展により企業やNPO、学校等の関心が高まっているものの、活動を実施するにあたっての必要なノウハウが確立されていないことから、なかなか新たな活動が広まらないという課題がある。

このため、多様な主体による大阪湾の保全・再生・創出活動を活性化し、府内各所で新たな取組みが実施されるよう、別途委託する「令和5年度『豊かな大阪湾』保全・再生・創出活動推進ノウハウ集作成業務」において、保全・再生・創出活動のノウハウ集を作成することとしている。

本事業では、多様な主体への横展開が可能な取組みを促進するとともに、ノウハウ集に盛り込むコンテンツを得ることを目的として、大阪湾沿岸での環境保全活動<sup>\*</sup>を核とした体験型環境学習をテーマに新たな取組みを実施する。

### ※環境保全活動の例

- ・藻場・干潟・砂浜・自然海浜等の保全
- ・多様な生物を育む場の創出
- ・海と親しむ場や機会の創出
- ・海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着ごみの除去・発生抑制 等

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木曜日）まで

## 4. 委託上限額

1,327,000円（税込）

## 5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の(1)から(2)とする。なお、業務の実施にあたっては、(3)の留意事項に配慮し、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

(1) 大阪湾沿岸での環境保全活動を核とした体験型環境学習の企画検討・実施・とりまとめ

大阪湾沿岸（大阪府域）での環境保全活動及び学習プログラム全体を通じ、大阪湾が抱える課題や環境保全活動の大切さの理解を深め、環境保全活動への参加意欲の向上につながる体験型環境学習を実施すること。

#### ア. 体験型環境学習の企画検討・実施

以下の点に留意して、体験型環境学習を企画・実施すること。

##### 【留意点】

- ・主なターゲット層は、次世代を担う子供とすること。学年は問わないが、今後の横展開を踏まえ、学習内容が理解できる年齢層とすること。
- ・対象とするターゲット層に、募集に係る情報が伝わるようにすること。また、事前申込制とする場合は、参加者が申し込みやすいよう、募集方法及び適切な受付管理に留意すること。なお、参加者を公募するのではなく、既存の枠組み（教育現場のクラス単位、クラブ活動メンバー等）を活用することも可とする。
- ・大阪湾沿岸での環境保全活動は、大阪湾が抱える課題や自然環境等の大切さの理解を深め、環境保全活動への参加意欲の向上につながる内容とし、ふさわしい場所を選定して実施すること。
- ・大阪湾沿岸での環境保全活動及び学習プログラム全体を通じて、陸と海のつながりについて理解できる内容とすること。
- ・参加者が主体的に学習できるコンテンツを盛り込むこと。（例：グループワークや発表等）
- ・体験型環境学習の実施効果を把握するため、参加者へのアンケート調査等を行うこと。
- ・沿岸域での活動であるため、実施場所の特性に応じた参加者の安全対策を行うこと。
- ・本事業の取組内容をノウハウ集に反映するため、体験型環境学習は、原則、12月までに実施すること。
- ・参加者からいかなる料金も徴収しないこと。

#### イ. 実施結果のとりまとめ・効果検証

本事業の実施結果を踏まえ、主催者としての立場から、成果や課題、改善方策の検討を行い、とりまとめること。

体験型環境学習実施前後の参加者の意識変化やコンテンツ内容の妥当性等を把握することを目的に実施した、参加者へのアンケート調査等を取りまとめ、目的の達成状況等について効果検証を行うこと。

##### 【提案事項】

本事業の成果が、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動への横展開を効果的に行うことを目的とした、大阪湾沿岸での環境保全活動を核とした体験型環境学習のノウハウ集の作成につながるものとなるよう、企画内容等について具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項がわかるようにすること。

##### ■ ア. 体験型環境学習の企画検討・実施

- ・体験型環境学習のテーマ、主なターゲット層、参加人数、内容
- ・大阪湾沿岸での環境保全活動の概要（実施場所、実施時期、実施回数、プログラム、タイムスケジュール、安全対策 等）

- ・環境保全活動と併せて実施する学習プログラムの概要（学習プログラム全体における環境保全活動の位置付け、実施時期、学習プログラム、全体スケジュール、実施場所 等）
- ・体験型環境学習のプログラム特徴（新規性や横展開の可能性、環境保全活動への参加意欲向上の可能性 等）

■ イ. 実施結果のとりまとめ・効果検証

- ・別途委託する「令和5年度『豊かな大阪湾』保全・再生・創出活動推進ノウハウ集作成業務」で作成するノウハウ集に反映可能な内容（体験型環境学習の実施手順、渉外先、活動成果、講師側の注意事項、課題等）について記載すること。

■ その他

- ・本事業に要する費用について、内訳を含め記載すること。

**（2）運営体制・全体スケジュール等作成業務**

業務実施に必要なスキルを有した人員や業務全体を統括する責任者を配置するなど、府や関係機関との調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制を構築すること。

また、スケジュール管理を適切に行い、業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを設定すること。

**【提案事項】**

- ・業務実施に必要なスキルを有した人員や業務全体を統括する責任者を配置するなど、府や関係機関との調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制を示すこと。  
※実施体制は、役割分担等を明示した「組織（人員）体制表（様式自由）」として提出可。
- ・スケジュール管理を適切に行い、業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを示すこと。
- ・実施に関し、想定している連携事業者・機関等があれば、提案すること。
- ・過去に、同種又は類似の事業実績を有する場合は、それらを具体的に示すこと。

**（3）事業全体に係る留意点**

① 物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.htm> 1）に適合するものであること。

② 著作権等について

- ・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第3者の自由な使用を認める。

- ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
  - ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- ③ 個人情報の保護について
- ・本事業の実施風景等は、別途作成するノウハウ集にて公表することを前提とするため、事前に応募者の個人情報の保護その他法令順守に十分配慮すること。
- ④ 感染症対策について
- ・体験型環境学習参加者に対し、検温及び手指消毒を行うなど、適切な感染症対策を講じること。

## 6. 納品

### (1) 納品物

- ① 契約締結後 14 日以内
- ・大阪湾沿岸での環境保全活動を核とした体験型環境学習の企画提案書
- ② 契約期間終了日（令和 6 年 2 月 29 日（木曜日））まで
- ・実績報告書（事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。）
  - ・体験型環境学習実施に係る著作権に関する書類
  - ・事業に関して作成した全ての成果物
  - ・体験型環境学習の記録写真や映像データ等についても、電子データにて提出。

### (2) 納品形式

- ① 文書形式のものは、印刷物（1 部）及び電子データ（1 枚）にて納品すること。  
写真や映像データは、電子データにて納品すること。  
電子データは DVD-R に格納の上、各メディアの盤面及びケースには、格納データに関する内容を表記すること。
- ② 文書形式の電子データは Microsoft 社の Word 形式、映像は MP4 形式、写真については PNG 形式とすること。
- ③ ホームページをはじめ各種媒体で本電子データを利用する可能性があるため、必要に応じ発注者が指定する上記以外のデータ形式への変換を依頼する場合がある。

### (3) 納品場所

大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ  
（大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階）

## 7. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本事業の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

## 1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

ア 事業の主要な部分を再委託すること。

イ 契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。

エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

## 2 承認する場合に付する条件

(1) 受注者は、事業の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。

(3) 受注者は、再委託先に対して本委託事業の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

(4) 受注者は、再委託先に対して、本委託事業の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。

(5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。

(6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。

(7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

## 8. 委託事業の運営

受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

## 9. その他

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (2) 発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
- (3) 別途委託する「令和5年度『豊かな大阪湾』保全・再生・創出活動推進ノウハウ集作成業務」の受託者が実施するヒアリングに協力すること。
- (4) 本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、事業を遂行する。
- (5) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

### 【参考】ノウハウ集の構成案

項目		概要
大阪湾の特徴・めざすべき将来像		<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪湾の特徴やめざすべき将来像について、府の施策（『豊かな大阪湾』保全・再生・創出プラン」等）を踏まえて記載する。</li> </ul>
活動候補場所・自然環境の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>活動場所の候補や生息する生き物、実施可能な活動内容、受入れ可能な人数、活用可能なコンテンツ等について、リストとして整理して記載する。</li> <li>活動候補場所が抱える課題について記載する。</li> </ul>
体験型環境学習	環境保全活動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>藻場、干潟、砂浜、自然海浜の特徴、里海づくりについて記載する。</li> <li>環境教育に取り組むにあたり必要な考え方について記載する。</li> </ul>
	現状の取組事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>府内の既存の活動団体やその活動内容について、リストとして整理して記載する。</li> <li>大阪湾での活動に参考となるような、府外の活動団体、活動内容事例を紹介する。</li> </ul>
	プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前準備</li> <li>必要の事前準備について、マニュアルとなるように、体験型環境学習事業及び事例収集の調査結果を踏まえて、以下の項目をとりまとめて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲット、活動場所、活動時期の設定方法</li> <li>各主体との連携、助言可能な専門機関の紹介</li> <li>必要な事前調整や許可等が必要となる事項、調整先のリスト、事前調整スケジュール</li> <li>行政や民間の補助金等の情報</li> <li>広報手段、広報先 など</li> </ul> </li> <li>当日</li> <li>当日の実施内容について、マニュアルとなるように、体験型環境学習事業及び事例収集の調査結果を踏まえて、写真等を用いて以下の項目をとりまとめて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容、当日のスケジュール例</li> <li>人員配置、水難事故防止のための安全管理体制</li> <li>活用可能なコンテンツ など</li> </ul> </li> <li>効果測定</li> <li>事業の効果測定を行うためのアンケートのひな型を作成する。</li> </ul>